

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

令和7年12月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2500073号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2500017号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年4月27日から同年5月1日まで

私は、A社C営業所に、平成11年4月末又は同年5月初めまで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社C営業所に平成11年4月末又は同年5月初めまで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、請求者から提出された平成10年2月分(入社月)の給与支給明細書(以下「給与明細書」という。)において出勤日数は15日と記載されているところ、請求期間当時の給与の締め日は毎月20日又は末日であったとするB社の担当者及び複数の同僚の陳述並びに当時の公休日は土曜日、日曜日及び祝日(祝日がある週は土曜日が出勤日)であったとする請求者の陳述からすると、請求者のA社における給与の締め日は毎月20日であったと認められる。

また、平成11年5月分の給与明細書において出勤日数は4日と記載されていることから、平成11年4月21日から同年4月26日までのうち、請求者の休日である土曜日(24日)及び日曜日(25日)を除く、同年4月21日、22日、23日及び26日の4日間勤務したものと推定される上、雇用保険における請求者のA社での離職年月日は同年4月26日と記録されており、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

さらに、請求者から提出された業務連絡書等の資料に名前の記載がある請求期間当時にA社C営業所に勤務していたと思われる複数の同僚に照会したものの、請求者の請求期間における勤務実態及び離職年月日を特定する回答を得ることができなかった。

加えて、前述した平成11年5月分の給与明細書により1か月分の厚生年金保険料(24,290

円)が返金されていることが確認でき、請求者は、同年4月分の給与明細書を所持していないことから、請求期間の厚生年金保険料控除を推認することはできない上、B社は、請求者に係る請求期間当時の資料について、保存期限経過のため確認することができない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。